

# ナスダックの新たな戦略

～LFFEとの提携とイースダックの買収～

吉川 真裕

一〇〇〇年九月にロンドン証券取引所がドイツ取引所との合併計画を撤回したことによって、ロンドン証券取引所とドイツ取引所による新取引所 iX とヨーロッパへの進出を計画していたアメリカのナスダック (NASDAQ) がベンチャーブル株式市場ナスダック・iX を共同子会社としてフランクフルトに設立する計画も挫折した。二〇〇〇年一月に OM グループによるロンドン証券取引所の敵対的買収が失敗した後、ナスダックがロンドン証券取引所に提携の働きかけを強めていると伝えられたが、ドイツ取引所との合併計画が株主（会員業者）の反発を招いたことを重視したロンドン証券取引所は独自路線を追求する姿勢を強め、ナスダックのヨーロッパ進出計画は宙に浮いたままであった。しかし、一〇〇一年一月末にはナスダックが汎欧洲ベンチャー株式市場イースダック (EASDAQ) と買収交渉を開始したという報道が流れ、三月三〇日のイースダックの株主総会でその決定が下されると伝えられていた。三月二六日、ナスダックはロンドン国際金融先物オプション取引所 (LIFE) と提携し、翌三月二七日にはナスダックがイースダックを買収する計画が正式に発表され、三月三〇日のイースダックの株主総会で買収提案は予想通り可決された。

本稿では、イースダックの歴史を通してヨーロッパのベンチャー株式市場の歩みを振り返り、ナスダックのヨーロッパ戦略の推移を紹介した後、LIFE との提携とイースダックの買収計画について検討する。

## 1 イースダック

ヨーロッパにおけるベンチャーブル株式市場の歴史は、アメリカのナスダックの成功に触発され、一九八〇年代に各国の証券取引所がジュニア・マーケットを設立したことに遡る。一九八〇年にロンドン証券取引所が開設した U.S.M を皮切りに、コペンハーゲン証券取引所の BØRS 3 (一九八二年)、パリ取引所のドゥディエンヌ・マルシェ (一九八三年)、アムステルダム証券取引所のパラレル・マーケット (一九八四年)、フランクフルト証券取引所のゲレーゲルター・マルクト (一九八七年) などが相続いで開設されたが、取引所の第二部市場という位置づけであり、いずれも成功と呼べるものではなかつた。

一九九〇年代に入つて、ナスダックでハイテク・ベンチャー企業の上場が相続ぐ中、ヨーロッパでもベンチャーブル・キャピタルを中心としてハイテク企業に特化したベンチャーブル株式市場の必要性が叫ばれ、共通通貨の導入が現実味を帯びるにつれてヨーロッパ全体を対象としたベンチャーブル株式市場が構想されることになった。一九九四年一月には欧洲ベンチャーブル・キャピタル協会や EU 委員会の後押しで欧洲証券ディーラー協会 (EASD) がブリュッセルに設立され、ナスダックを手本とした汎欧洲ベンチャーブル株式市場イースダックが一九九六年一月から取引を開始した。折しも一九九六年からは欧洲投資サービス指令 (ISV) が施行され、ある EU 加盟国で承認を受けた金融機関は他の EU 加盟国でも活動することが認められ、汎欧洲ベンチャーブル株式市場という仕組みが容易になり、ISV の施行を目指してイースダックの開設も進められていた。

イースダックは ISV で規制市場として位置づけられた証券取引所であり、ブリュッセルに本部を置いてベルギーの規制に従つておるが、マーケットメーカーの提示する気配を表示したり、実行された取引を報告するシステム (ISMA の開発した TRAX) はロンドンにあり、受け渡し・決済はスイスのインターセトル (後にはユ

一口クリアとセデルリ現クリアストリーム) を通じておこなうという仕組みになっていた。

経済通貨統合、ISV、共通通貨の導入といった事態のもとでは、国境に区切られた株式市場よりも域内を統合した株式市場が望ましいことは誰もが認めるところであるが、ヨーロッパの証券取引所間の統合がなかなか進まないのと同様に、ベンチャー株式市場においても汎欧洲ベンチャー株式市場というイースダックの試みはコンセプトとしては申し分ないものの、現実には上場企業も取引も集まらず、苦戦を続けることになった。その最大の原因是、各国の証券取引所がベンチャー株式市場を開設し、実績のない後発取引所であるイースダックの魅力が薄れたところにある。

イースダックの開設に最も積極的であったのはベンチャー・キャピタルであり、ヨーロッパにおけるベンチャーキャピタルの中心は株式市場と同じくロンドンであった。ロンドン証券取引所は当初から汎欧洲ベンチャー株式市場に対して否定的であり、自らの存立基盤を危うくする可能性があるものと見なしていた。そして、USMの閉鎖が一九九六年に迫っているのを前にして、AIM (Alternative Invest Market) と名付けた新市場を一九九五年六月に開設した。AIMはハイテク・ベンチャー企業に特化した市場というよりもUSMの廃止に伴う受け皿という側面が強かつたが、USMと同様な優遇税制を受けられることから、イギリス企業のイースダック上場を妨げることになった可能性は高い。

他方、パリ取引所はヨーロッパ株式市場統合に積極的であり、汎欧洲ベンチャー株式市場構想にもナスダックと並んで当初は積極的に関与していたが、ロンドン証券取引所がAIMの開設を発表してから方針転換をおこなった。この方針転換の理由としては、ロンドン証券取引所への対抗意識、イースダックにおいてイニシアティブを發揮できないことに対する不満、ロンドン証券取引所と同様に存立基盤の維持などが考えられるが明らかではない。一九九五年始めにパリ取引所が独自の新市場を検討していることが報じられ、同年九月にヌーボー・マルシェ (Nouveau Marché) と名付けられたハイテク企業に特化した新市場の計画が公表され、一九九六年三月にはイースダックに先駆けて取引が開始された。また、同じ三月にブリュッセル証券取引所もヌーボー・マルシェと同様な市場を開設し、両市場をリンクするというユーロNM構想が発表され、この計画に賛同したフランクフルト証券取引所も一九九七年三月にはノイア・マルクト (Neuer Markt) と名付けた同様の新市場を開設した。

イースダックの当初の計画では最初の一年間で五〇銘柄、三年間で二〇〇銘柄、五年間で五〇〇銘柄の上場目標としていたが、取引開始一年後の一九九七年一月には一二三銘柄 (時価総額五〇億ECU)、一九九八年まで三九銘柄 (時価総額一三二億ECU) の上場にすぎなかつた。これに対して、ユーロNMに加盟するフランスのヌーボー・マルシェ、ベルギーのユーロNMベルギー、ドイツのノイア・マルクト、オランダのNMAXを合わせた上場企業数は一九九八年一〇月末で一四四銘柄 (時価総額二四〇億ECU) であり、イギリスのAIMは一九九八年末で二六〇銘柄 (時価総額八五億ECU) であった。そして、一九九九年にはノイア・マルクトが外国企業の上場も含めて急拡大し、欧州ベンチャー株式市場の時価総額の七〇%、売買代金の八〇%を占めるに至っている。

こうした中で、イースダックも方向転換を迫られるようになり、資金調達の場としての市場から他市場に上場している銘柄を重複上場し、ベンチャー株式のワン・ストップ・ショップとしての市場へと変わっている。二〇〇〇年一月からはナスダックの主力一五銘柄、同年四月からはユーロNMの四銘柄の取引を開始し、その後も上場銘柄数を拡大し、二〇〇一年三月現在では上場銘柄数も六二銘柄となつていて、売買代金はそれほど拡大してはいない。

## 2 ナスダックのヨーロッパ戦略

ナスダックの海外戦略は近年までニューヨーク証券取引所と同様、海外の企業を自らの市場に上場させ、取引をおこなうというものであった。当該企業の母国市場が小さいほど、そしてリスクの高いベンチャーエンタープライズが上場対象であることから当該企業の母国市場がベンチャーエンタープライズへの投資に熱心ではないほど、外国企業はナスダックを目指し、ナスダックで認知されることによつて母国市場へも凱旋帰國するというのが典型的なパターンであった。したがつて、一九九〇年代前半からヨーロッパではナスダックをモデルとしたベンチャーエンタープライズ市場の設立が計画され、それがイースダックという形で実現することになつたわけであるが、ナスダックのイースダックに対する関与は限られたものであった。<sup>(6)</sup>

ところが、一九九七年にフランク・ザーブ氏がナスダックとナスダックを運営する全米証券業協会（NASD）の会長兼最高経営責任者に就任して以来、ナスダックの海外戦略にも変化が現れだした。一九九八年にはオーストラリア証券取引所、香港証券取引所と提携を結び、一九九九年五月には香港証券取引所でナスダック銘柄の取引が開始され、同年六月にはソフトバンクの孫正義会長とナスダック・ジャパンと名付けた新市場を日本で開設し、ナスダックとリンクさせる計画が明らかにされた。そして、同年一月にはヨーロッパにも新市場を開設し、アメリカ、日本、ヨーロッパという三極を結んでナスダック銘柄の二四時間取引を実現させるというグローバル構想が提唱され、ロンドンにナスダック・ヨーロッパと名付けた新市場をソフトバンク、フランスのヴィヴィエンディ、ルパート・マードック氏の率いるeバートナーズと合併で二〇〇〇年第4四半期に開設する計画が明らかにされた。<sup>(1)</sup>このときには長年ナスダックと関係を持つてきたイースダックを、ナスダック・ヨーロッパとして再編するということはナスダックによって選択されず、独自に新市場を開設することがめざされた。

しかし、証券取引所と同様、ヨーロッパに乱立するベンチャーブルームをまた一つ追加することになるとして、ナスダック・ヨーロッパは大手金融機関から敬遠されていたと伝えられている。そして、後発取引所はイースダックの二の舞になる可能性が高いという批判もあつて、ナスダック・ヨーロッパは実際には動き出しあはなかつた。二〇〇〇年三月のフランス、オランダ、ベルギーの三取引所の合併によるユーロネクストの設立計画を受けて、ロンドン証券取引所とドイツ取引所が合併交渉に入り、五月三日の新取引所iX設立計画の発表の際には新取引所とナスダックが半分ずつ出資し、ナスダック・iXという新市場をフランクフルト証券取引所のノイア・マルクトをベースとしてフランクフルトに設立することがザーブ会長も臨席した記者会見で明らかにされた。<sup>(2)</sup>これによつて、ナスダック・ヨーロッパはナスダック・iXという形で開設されることになつたが、二〇〇〇年九月のロンドン証券取引所による合併計画撤回によつてナスダック・iX計画も立ち消えとなつた。<sup>(3)</sup>

二〇〇〇年一月にOMグループによるロンドン証券取引所は独自路線を追求する姿勢を強め、ナスダックのヨーロッパ進出計画は宙に浮いた形となつた。しかし、二〇〇一年一月二九日にはナスダックがイースダックと買収交渉を開始したといふ報道が流れ、すでにイースダックの大口株主は買収提案に合意しており、手続き上の問題で最終決着までには六週間から七週間が必要といふ関係者のコメントが寄せられていた。<sup>(4)</sup>そして、三月二一日には三月三〇日のイースダックの株主総会で買収決定が下されるとも伝えられていた。<sup>(5)</sup>三月二七日にはナスダックがイースダックを買収する計画が正式に発表され、三月三〇日のイースダックの株主総会ではナスダックによるイースダックの買収提案が全会一致で可決された。<sup>(6)</sup>

### 3 ナスダックのLIFFEとの提携

三月二六日、ナスダックはロンドン国際金融先物オプション取引所（LIFFE）と提携し、世界の主要株式を対象とした個別株先物市場を、LIFFEの電子取引システムであるLIFFEコネクトを用いてアメリカに開設する計画を発表した。<sup>(7)</sup> ナスダックによるイースダックの買収が近いということに関心が集まっていた時期であつたので、この予期せぬ提携の発表は驚きを持って迎えられた。ただし、市場の形態や出資比率等に関しては具体的には何も明らかにされておらず、本年八月からアメリカの機関投資家に、一二月からはアメリカの個人投資家にも認められることになつて個別株先物取引にナスダックが参入し、その市場でLIFFEコネクトを用いて電子取引をおこなうということだけしか今のところは明らかではない。

アメリカでは株式および現物オプションを管轄する証券取引委員会（SEC）のシャド委員長と先物および先物オプションを管轄する商品先物取引委員会（CFTC）のジョンソン委員長が一九八二年に個別株先物の当面の禁止と株価指数先物の共同監督に合意したいわゆるシャド・ジョンソン・アコードによつて、これまで個別株先物は取引を禁止されてきた。しかし、近年の個別株オプション取引の活況と金融先物取引の伸び悩みの中で、シカゴ商品取引所（CBOT）とシカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が個別株先物の解禁を議会に積極的に働きかけ、二〇〇〇年の商品先物取引法の改正に際してはこれに反対するニューヨーク証券取引所やナスダック、シカゴ・オプション取引所（CBOE）との間で議論が盛り上がつていた。個別株先物の解禁に関しては二〇〇〇年七月にはほぼ見通しがついていたが、店頭デリバティブの規制に関してはCBOTやCMEの規制強化の要望がグリーンズパン連邦準備制度理事会議長やレビットSEC委員長（当時）、サマーズ財務長官（当時）によつて反対され、議会での調整は難航していた。そうした中で二〇〇〇年九月にLIFFEがアメリカ株を含め

めた個別株先物取引を開始する計画を発表したことから、LIFFEに先を越されることに対する不安が高まり、店頭デリバティブに対する規制強化は見送られる形で二〇〇〇年一二月によつやく法案は可決された。

今のところ、SECとCFTCの両機関が監督すること、証拠金率等は個別株オプションと整合的であること、証券業者と先物業者の両方が取り扱い可能であること、証券取引所、オプション取引所、先物取引所、ECNのいずれもが市場を開設できることなど以外には具体的な話は伝えられてはいない。取引開始日についても法律では定められているが、監督当局のゴーサインがでなければずれ込むことも十分に考えられる。

これまでのところ、個別株先物解禁を長らく要望してきたCBOTとCME、個別株先物の解禁には反対していたCBOE、そしてパシフィック取引所の株式取引部門を移管されることになつてECNのアーキペラゴウが個別株先物導入の名乗りを上げていたが、今回のLIFFEとの提携でナスダックも個別株先物に参入することが明らかになつた（ニューヨーク証券取引所に参入の気配は見えない）。今回のナスダックのLIFFEとの提携は、すでに本年一月から個別株先物取引を開始しているLIFFEのノウハウをいち早く手に入れ、アメリカ国内の競争相手に遅れをとるまいとするのが眼目であり、当面はヨーロッパや他の地域での個別株先物とりんクさせるという計画はない模様である。<sup>(8)</sup> したがつて、この提携は外国の取引所と提携したといつてもLIFFEがヨーロッパで試みているような外国株を対象とした展開をかならずしも意図しているわけではなく、競争相手となる国内の先物取引所やオプション取引所からシステムを含めた先物取引のノウハウを得ることが難しく、後れをとるわけにもいかないということからLIFFEに技術支援を要請したという意味合いが強い一方、LIFFEのアメリカ株を対象とした個別株先物に国内市場を席卷されないように先手を打つたというところである。

#### 4 ナスダックによるイースダックの買収

三月二七日に発表されたナスダックによるイースダックの買収計画では、ナスダックがイースダックの株式の五八%を取得し、ナスダック・ヨーロッパとしてイースダックを再編するが、これまで通り、ベルギーの規制に服する規制市場であり続けることが明記されている。<sup>(9)</sup> ただし、ナスダックによる株式保有比率は最大一〇・四三%まで八社の大手金融機関からの出資を募ることで五一%まで低下する可能性があり、一〇〇億ユーロの劣後債を発行する計画もあるとされているが、ナスダックがイースダックの株式を一株いくらで取得するのか、現金で取得するのかどうかについては明らかにされてはいない。ナスダックはブランド使用量等を含めて七〇〇〇万ユーロの投資をおこなうことになると述べたと伝えられているが、関係者の話ではナスダックが支払う現金は約一四〇〇万ユーロであり、八社の大手金融機関による出資額もほぼ同程度であるとも報じられている。<sup>(10)</sup>

ナスダック・ヨーロッパの取引対象はナスダックやナスダック・ジャパンとのリンクエージを通じてヨーロッパ株式、アメリカ株式、アジア株式のほか、上場投資信託（ETF）やワラントも含めた幅広い商品となる予定であると発表されている。そして、当面はヨーロッパとアメリカの主要株式を取り扱うとして、アメリカ株式についてナスダック銘柄だけではなく、五〇銘柄程度のニューヨーク証券取引所上場銘柄も取り扱うとしてナスダックやイースダックの役員が語ったとも伝えられている。<sup>(11)</sup>

ナスダック・ヨーロッパの取引システムはナスダックが導入を計画しているスーパーモンタージュと類似の取引システムの導入をめざすが、まず第一段階として一〇〇一年五月か六月にETTS（European Trading System）と名付けられた現在のナスダックと同様な取引システムが導入され、マーケットメーカーの気配値で自動執行やブローカー間での電子媒体を使った交渉が可能となり、取引報告も同一のシステムでおこなわれる<sup>(12)</sup>ことになると語ったとも伝えられている。<sup>(13)</sup>

説明されている。そして、二〇〇一年第4四半期にはマーケットメーカーの気配値に匿名の注文板が組み合わされ、電子的な交渉装置が拡充されるとともに、セントラル・カウンターパーティを含めた受け渡し・決済システムとシームレスに統合されることになる予定であると発表されている。<sup>(14)</sup> なお、第一段階として導入が計画されているETTSはロイターの子会社であるTIBCOファイナンス・テクノロジーがTIBエクスチャンジというシステムに基づいてイースダックのために開発を進めてきたものであり、もともとはイースダック・トレーディング・システムの頭文字からETTSと名付けられていた。<sup>(15)</sup>

ナスダック・ヨーロッパの受け渡し・決済はアメリカの中央証券保管振替機関（CSD）であるDTCC（Depository Trust and Clearing Corporation）のシステムに基づいて新たなセントラル・カウンターパーティを設立し、<sup>(16)</sup> ヨーロッパのセントラル・カウンターパーティを介して既存のCSDや国際証券保管振替機関（ICSD）を利用する<sup>(17)</sup>ことが計画されている。このセントラル・カウンターパーティは複数の市場での取引や取引所外取引にも対応し、取引ギャランティーを提供することに加えて、セトルメント・ネットティング・ファシリティの利用を選択することもできる（セントラル・カウンターパーティを利用しないこともできる）、顧客のニーズに最も適したCSDやICSDを利用する<sup>(18)</sup>ことによってクロスボーダー取引を国内取引と同程度に簡略化すると説明されている。ただし、当面はイースダックと同様に会員業者の指定によってヨーロクリアか、クリアストリームに直接インストラクションを送ることになつていて<sup>(19)</sup>、なお、国内取引と同じT+3でクロスボーダー取引を決済する関係上、ナスダック・ヨーロッパでの取引でもイースダックでの取引と同様に投資家はブローカーにノミニ一口座を開設する必要があることになつていて<sup>(20)</sup>いる。

## 5 ナスダックのイースダック買収が意味するもの

イースダックの買収によってナスダックはようやくヨーロッパに一四時間取引の三番目の拠点を開設することになった。しかし、今回のヨーロッパにおけるナスダックの拠点はブリュッセルであり、一九九九年一月にロンドンで開設すると発表されたナスダック・ヨーロッパや二〇〇〇年五月にフランクフルトで開設すると発表されたナスダック・iXとはやや異なるものとなっている。これまでの計画ではナスダック・ジャパンと同様に、ヨーロッパにおける資金調達の場としてのベンチャー株式市場がめざされていましたが、今回はこれに加えてヨーロッパやアメリカの主要株式の重複上場による取引も視野に入れており、トレードポイント（六月からはバー・テックス）やJ I WAYと競合する性格も合わせ持っていると言えよう。<sup>(14)</sup> ナスダックのイースダック買収計画を聞いたノイア・マルクトのライナー・レイス氏は、これはヨーロッパにおけるベンチャー株式市場の開設というよりもイースダックを援助し、J I WAYのようなECNに改造する計画に過ぎないと述べている。<sup>(15)</sup>

かつてナスダック・ヨーロッパをロンドンに新設する計画は市場関係者から敬遠され、ノイア・マルクトをベースとしたナスダック・iXに計画を変更したように、また英独取引所の合併計画撤回後、ロンドン証券取引所にしきりに働きかけたように、ナスダック自身もロンドン証券取引所かドイツ取引所、あるいはユーロネクストといったヨーロッパの主要取引所と提携しない限り、ヨーロッパにおけるベンチャー株式市場の成功はおぼつかないと考えているはずである。その証拠に、イースダックの買収計画のプレスリリースの冒頭には「優れた汎歐州プラットフォームの開発のためのパートナーシップ」と並んで「潜在的なヨーロッパのパートナーとの協議は継続中」という一文が強調されており、ヨーロッパの大きな市場と提携することは今でもナスダックの方針であるとザーブ会長が語ったとも伝えられている。<sup>(15)</sup>

ナスダック・ジャパンが二〇〇〇年六月に取引を開始したにも関わらず、ヨーロッパにおけるナスダックの拠点は主要取引所間の対抗関係もあって定まらず、汎歐州ベンチャー株式市場という優れたコンセプトを掲げてきたものの存続さえ危ぶまれてきたイースダックを、ヨーロッパ進出の足がかりとして安値で買い受けたというのが今回のナスダックによるイースダックの買収の真相であろう。イースダックの買収でヨーロッパの主要取引所との今後の交渉を有利に進めようというのがその狙いと考えられる。なお、ナスダックは本年一月に株式を会員業者等に五億一六〇〇万ドルで売却して資金を手に入れているし、イースダックの買収計画を発表した翌日の三月二八日にはヘルマン&フリードマンというサンフランシスコのプライベート・エクイティ・ファームに二億四〇〇〇万ドルの転換社債（すべて転換されればナスダックの株式の九・八%）を発行することで合意している。<sup>(16)</sup>

ところで、今回の買収計画で最も注目すべきところは新たなセントラル・カウンターパーティの設立であろう。クリアリング業務をおこなうイギリスのロンドン・クリアリング・ハウス、ドイツのEUREXクリアリング、フランスのクリアネットという三つの機関の統合は、セトルメント業務をおこなうユーロクリアとクリアストリームの統合と並んで、ヨーロッパの受け渡し・決済業務の効率化にとって不可欠のものと言われている。しかしながら、ヨーロッパの受け渡し・決済業務の効率化にとって不可欠のものと言われている。しかしこれに加えて、やはり支持は得られなかつた。ナスダックはこうしたクリアリングハウスの統合をめざすではなく、新たなクリアリングハウスの設立を計画しており、この計画がうまくいけばヨーロッパの決済業務の統合が大幅に進展するものと考えられる。イースダックをナスダック・ヨーロッパに衣替えするだけでは成功はおぼつかないであろうが、ナスダックのヨーロッパ進出は今後のヨーロッパ株式市場統合にも影響を及ぼしそうである。

- (1) "Nasdaq Announces Joint Venture To Create A Pan-European Securities Market Nasdaq-Europe Targeted to Open Fourth Quarter 2000", Nasdaq-Amex Press Release, 5 November 1999 ([http://www.nasdaqnews.com/news/pr99/ne\\_section99\\_288.html](http://www.nasdaqnews.com/news/pr99/ne_section99_288.html))

(2) 英独証券会社の合併話題をめぐるトピック・→X開設証券会社へ→「...X～英独証券会社合併話題～」(本誌1月811頁、1100年4月)を参照。

(3) 英独証券会社の合併話題撤回に対する議論へ→「...X～英独証券会社合併話題撤回～」(本誌1月878頁、11000年10月)を参照。

(4) Ian Brown, "Nasdaq to take over Easdaq", eFinancialNews, 29 January 2001 (<http://www.efinancialnews.com/story.cfm?passedref=14500000000012062&xsection=16>), Ian Brown, "Easdaq gives nod to Nasdaq", eFinancialNews, 5 February 2001 (<http://www.efinancialnews.com/story.cfm?passedref=14500000000012374&xsection=16>)

(5) "Nasdaq expected to acquire majority stake in Easdaq", Wall Street Journal Europe, 21 March 2001

(6) "Easdaq Shareholders Approve Nasdaq Taking Majority Stake in Easdaq", Nasdaq Press Release, 30 March 2001 ([http://www.nasdaqnews.com/news/pr99/ne\\_section01\\_099.html](http://www.nasdaqnews.com/news/pr99/ne_section01_099.html))

(7) "LFFE and Nasdaq Form Partnership to Offer Single Stock Futures In U.S. and Europe", Nasdaq Press Release, 26 March 2001 ([http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne\\_section01\\_086.html](http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne_section01_086.html))

(8) ハーバードの個別株先物について、報道「ハリベーカル・ペラタ・トマーチャーベー個別株先物によるハーバードの発行」(本誌1月91頁、1100年4月)、「個別株先物の将来性」(「先物大爆発」1月11頁)

111頁、1100年4月)を参照。

(9) "Nasdaq Agrees to Acquire Majority Ownership in Easdaq as Part of European Strategy", Nasdaq Press Release, 27 March 2001 ([http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne\\_section01\\_099.html](http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne_section01_099.html)), "Nasdaq Europe Fact Sheet", Nasdaq Press Release, 27 March 2001 ([http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/eu\\_fact.html](http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/eu_fact.html))

(10) Silvia Ascarelli, "Nasdaq to Buy Majority Stake in Easdaq In a Move to Expand Its Reach in Europe", Wall Street Journal, 28 March 2001

(11) Nasdaq, Nasdaq Europe, 27 March 2001 ([http://www.nasdaqnews.com/asp/nasdaq\\_eu.pdf](http://www.nasdaqnews.com/asp/nasdaq_eu.pdf))

(12) EASDAQ, "EASDAQ Trading System", 2000 (<http://www.easdaq.be/services/technology.htm>), "Trading System and Settlement System", 2000 ([http://www.easdaq.be/services/member\\_trading.htm](http://www.easdaq.be/services/member_trading.htm))

(13) Nasdaq Europe, "Investors Resources", 2001 (<http://www.nasdaqueurope.com/investors/publications.htm>)

(14) ハーバード(ペーネタクス)とOCLC、報道「ハーバードとOCLCの合併による新会社」(本誌1月85頁、11000年4月)、→アムウェイも、報道「アムウェイとOCLCの合併による新会社」(本誌1月89頁、11000年4月)、→アムウェイも、報道「アムウェイとOCLCの合併による新会社」(本誌1月89頁、11000年4月)を参照。

(15) Huw Jones, "Nasdaq Takes Majority Stakes in Easdaq", Reuters (Yahoo News), 27 March 2001 ([http://dailynews.yahoo.com/h/nm/20010327/b/s/eupore\\_nasdaq\\_doc1.html](http://dailynews.yahoo.com/h/nm/20010327/b/s/eupore_nasdaq_doc1.html))

(16) "Nasdaq Announces \$240 Million Investment by Helman & Friedman, Leading Private Equity Firm", Nasdaq Press Release, 28 March 2001 ([http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne\\_section01\\_094.html](http://www.nasdaqnews.com/news/pr2001/ne_section01_094.html))